

価格転嫁推進シンポジウム開催業務委託仕様書

1 事業名 価格転嫁推進シンポジウム開催業務委託

2 事業目的

原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させることが、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。

本事業は、労務費を含む価格転嫁の機運を醸成するため、関連制度や取組み事例の紹介等を行うシンポジウムを開催する。

3 委託業務の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務の内容

価格転嫁推進シンポジウムの開催及びこれにかかる一切の運営業務

① 開催日時

令和7年3月中旬（平日9時～17時の間）とする。

② 開催場所・開催方法

開催形式は対面とウェブ配信のハイブリッド形式とし、開催場所（会場）及び配信方法を提案すること。

③ シンポジウムの内容・対象

○内容

受注側企業、発注側企業の双方の価格転嫁の機運醸成を図るものとするため、以下の内容を盛り込む。

- ・ 基調講演
- ・ 企業の取組み事例紹介（2社程度）
- ・ 国、県の取組み紹介

なお、講師や事例紹介の企業は県と協議のうえ選定するものとする。

○対象

県内企業（規模・業種は問わない）

④ シンポジウム運営

シンポジウム講師との連絡調整（旅費・謝礼の支払いを含む）をはじめ、会場の手配、参加者の募集受付、当日の司会進行など、シンポジウム開催にかかる一切の業務を行うこと。

⑤ 開催案内チラシの作成、シンポジウムの周知

会場で50名程度の参加を想定し、シンポジウムの宣伝、集客に努めること。
県と協議のうえシンポジウムの開催案内チラシ（A4判、4色刷カラー、少なくとも7,000部以上）を作成・印刷し、シンポジウムの周知に努めること。

⑥ アンケートの実施

シンポジウム参加者に対するアンケートを実施すること。

※ アンケートの内容は、今後の改善に活用できるものとし、その内容は県と協議すること。

⑦ 成果物の納品

シンポジウム終了後、シンポジウムの実施報告書、オンライン配信のアーカイブ動画、アンケート結果を委託業務期間終了までに県に納品すること。

⑧ その他

シンポジウムの集客につなげる工夫について提案すること。

5 留意事項

- (1) シンポジウムの内容は「4 業務の内容」「③シンポジウムの内容・対象」、及び県内企業のニーズを踏まえたものとする。
- (2) 概算見積書には、シンポジウム講師への謝金、シンポジウム運営費、開催案内チラシ作成・印刷にかかる費用など、本シンポジウムにかかる費用の全てを記載すること。

6 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、委託者の必要な協議及び打合せを行い、業務を進めること。
- (2) 当該業務の内容から第三者に委託することが合理的であると県が認める場合には、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 委託業務により新たに生じた資料等の著作権については、原則として富山県に帰属するものとする。また、受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権にかかる対応については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとする。
- (4) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (5) 業務を実施するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 事業趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託者が必要に応じて協議するものとする。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (9) 本事業は、国の地方創生推進交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合がある。

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。